

第二回國會 商業委員會會議錄 第八号

昭和二十三年六月十六日(水曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

- 委員長 堀川 恭平君
- 委員 石神 啓吾君 野澤 登口 君
- 理事 堀川 八十八君
- 鈴木 仙八君 多田 勇君
- 辻一寛一君 富永格五郎君
- 前田 徳君 松井 豊吉君
- 堀川 靜雄君 林 大作君
- 堀岡 榮一君 山口 靜江君
- 岡野 繁藏君 櫻内 義雄君

委員外の出席者

- 参考人 倉茂貞助君(自轉車取扱法期成連盟、總務部長)

六月十五日

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七五号)

の審査を本委員会は付託された。

六月十五日

爲替レート設定並びに輸出入機構改革に関する陳情書(關西經濟連合会 長中橋武一)(第七三〇号)

を本委員会で送付された。

本日の會議に付した事件

自轉車取扱法案(林大作君外四十七名提出)(案第三号)

(續記)

○堀川委員長 前会に引續いて質疑を続行します。多田君。

○多田委員 これについては、審議を出してありますが、この法案の中にある自轉車取扱会と、連合会が、近く提案審議される事業者団体法と、どんな

關係になつてゐるか、この点について。

○林大委員 今御指摘の事業者団体法の關係については、はつきり申し上げまして、実は今まで何ら話し合いがつかないものであります。もしこの法律ができれば除外例の一つにこの法案を加えていただきたいと思つております。もしそれができぬ場合は多少制限を加えられるが、やむを得ないと解釈しております。

○多田委員 ただいまの御説明で多少は適用を受けるということですが、適用を受けることになると取扱が停止されることになるとも思つておられます。案の中に振興会をつくつた意義が全然なくなつてしまふということになることは、事業者団体法が施行された際には、明瞭過ぎるほど明瞭であるので、この点については、はつきり打合せをしていただき、除外される方法を急進に立てていただきたい。

○林大委員 この法律案を見ると、私の解釈するところでは、各府縣にできる自轉車取扱会は何らこの法律に触れないと思つてゐます。ただ制限を受けるものは、中央にできるべきもの、事業者団体法の第四條の範圍内において活動し得ることになるわけでありまして、ただいま御指摘のような事業者団体法によつて活動が全然できなくなるといふように解釈しておられるのであります。

○多田委員 この法案を通すのに大きな問題になるので、はつきりしておきたいが、地域が府縣単位、全國単位、あるいは小さいものであろうとも、その適用を受けることははつきりしておるので、事業者団体法の適用を受けぬというところはその解釈はできぬと考へておるのであります。もし適用を受けるとなるとなると競技ができなくなると、選手登録をやり、自轉車の規格をきめることも禁止されることになつて、振興会をつくる意味がなくなつてしまふことになると、この点を。

な問題になるので、はつきりしておきたいが、地域が府縣単位、全國単位、あるいは小さいものであろうとも、その適用を受けることははつきりしておるので、事業者団体法の適用を受けぬというところはその解釈はできぬと考へておるのであります。もし適用を受けるとなるとなると競技ができなくなると、選手登録をやり、自轉車の規格をきめることも禁止されることになつて、振興会をつくる意味がなくなつてしまふことになると、この点を。

○林大委員 御意見をよく体して、そのようないことが起らぬよう方々の処置を講じたいと思つております。

○石神委員 私は振興会については、省略したしまして、買上げの大体の予想は、都道府縣に二箇所、特定の市は行方都合が大体おのりの予想をされておるか、ちよつと伺ひたい。

○林大委員 今の御質問は車券の買上げの御質問と思つてますが、私どもの計算では一箇所一日平均三千円位の買上げがあるように計算いたしておるのであります。多少とらぬたぬきの皮算用になるかもしれませんが。

○石神委員 買上金額からいって、百分の二十五の収入を自己の金額とするという分配法が書いてあるが、どういふ分配になるでございませうか。

○林大委員 二日三百万円として、一箇所にすると三十六をかけた百八回開催することができるとなる。これが二五%主催者が第十條によつて収入になると、一縣一箇所ずつで

入になると、一縣一箇所ずつで

と、四十六倍するから約百二十四億二千万円になる。多少過大な計算になると思うが、できるならば、かようにいたしたい。この百二十四億二千万円を三分を振興会が、あと二二%を半分ずつ都道府縣の地方財政、あとを國庫に納付して、これを自轉車その他の機械の輸出の振興に使用したいと考へておる次第であります。

○笹口委員 今の林さんの答弁に関連いたしまして、國庫に納入するという御説明でありましたが、第十條の規定を見ると、振興会そのものに納入するという表明をされておりますが、もし國庫に納入するということになりますと、それを法律の上に明記したらよいと思ふ。

○林大委員 自轉車取扱会に納入するのは百分の三、國庫に納付するといふ文字は現われておらぬが、第十條第三項に二分の一に相当する金額は國庫に納付しなければならぬと、補足したらよいように私も思つております。これは皆様に御相談いたしましたして、修正案を出していただいたらどうかと思つております。

○笹口委員 自轉車取扱法を施行いたしますに、最も注意しなければならぬことは、この事業が振興するべきでないかについて、競技がはたしてフェアプレーで行われるかどうか、作爲的手段具体的に申せば選手間の八百長、これが一番心配なことである。八百長がよくなることとまじめな参

加者が減つてくるのじやないかという点を、十分競技に参加するものが監視しなければならぬ。そういうことについて、規定がないが、規定を設ける必要があると思ふ。殊に罰則については、振興会の役員罰則については現われているが、選手その他の不正行為の罰則が現われていない。これを挿入する意思がありますか。

○林大委員 まことにごもつともなことであります。そうした規定を挿入すべきであると私も考へます。

○多田委員 私は質問の趣意を先程審議面に出してありますが、一應簡単に申し上げておきたい。第十一條に特定の市は五大都市を指しておるが、五大都市と限定せず、その平の人口状況、職災状況、財政状況を勘案して、なるべく市を指定するといふことになりま

少しく市を指定するといふことになりま

少しく市を指定するといふことになりま

少しく市を指定するといふことになりま

○林(大)委員 御指摘の第一点は、戦災都市の代表の方々からもそうした御要求がありました。一應まことにもつともなことでありますが、なるべく、その希望を入れてもらいたいと考へております。昨日も御説明申し上げた通り、ここに掲げましたのは、競馬法を対象としたしまして、それほどの深い意味をもたずに競馬法になぞらえて出して見た程度でありまして、今御指摘のような要求は、なるべく関係方面と折衝して入れて見たいと考へております。次に三箇所以内に殖やして主催者によつて共有するという考へはまことに結構だと思ひますが、二箇所を三箇所に殖やし得るか、どうかということは、研究してみたいと思ふ。次に自轉車競技の選手の不正行為に対する罰則は、先ほど申し上げた通り、御希望通りいたしたいと思つております。

○笹口委員 もう一点根本的な問題を一つ伺つておきたいのでありますが、自轉車競走振興が一つの目的となつてゐるが、自轉車の優秀ということ、選手の技量の優秀ということが勝敗にどの程度影響するものか、要するに自轉車に曝れば選手の技量は著るてもスピードが出るものか、自轉車の質が悪くとも選手がよければ勝ち得るか、御存じの点だけ聴かしていただきたい。

○堀川委員 おはかりいたします。倉茂参考人の発言を認めるに御異議ございませんか。

○堀川委員 是は倉茂参考人。倉茂参考人 ただいまの点についてお答えいたします。將來非常に発達した場合には車の種類性能その他が一定

してゐるであらうが、現在の段階においてはフランスなどの先進國とわが國の自轉車の間には相當な開きがあるの、自分の間は自轉車の優秀が選手の技量を多分にカバーすると思ふ。しかしながら両者の比率がどうかといへば、はつきりわかりませんが、主体はやはり選手の優秀にあると考へております。

○堀川委員 他に質問もないようです。本日はこちらで散会いたします。午後零時二十五分散会

○堀川委員 他に質問もないようです。本日はこちらで散会いたします。午後零時二十五分散会

昭和二十三年十月二十八日印刷

昭和二十三年十月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局